

被害者救済法案賛成討論

令和4年12月10日

立憲民主・社民 森本真治

立憲民主党の森本真治です。私は、会派を代表して、ただいま議題となりました、いわゆる被害者救済法案について、賛成の立場から討論致します。

本日会期末を迎えることとなりました、今臨時国会。重要なテーマとなったのが、旧統一教会の問題でありました。

本年7月、立憲民主党はいち早く旧統一教会被害対策本部を立ち上げ、被害の実態、現行法制度による救済の限界、具体的な救済の方策等について真摯な議論を積み重ねてきました。特に、宗教2世や元信者の被害者のみなさん、弁護団のみなさんからのヒアリングに力を入れ、被害の実態を伺ってまいりました。

昨日、参考人として本院の委員会にも出席された小川さゆりさんは、ご家庭が寄附を続けていたことから、経済的な困窮状態で、学生時代のバイト代の約200万円も親に没収され、同じ時期に親は高額の寄付をしておりました。旧統一教会による苦しみから、これからの子どもたちを救いたい、と与野党のヒアリングにも参加し、被害を訴えていただきました。

橋田たつおさんは、元妻が入信し、合計約1億円もの高額献金をめぐり、夫婦間で喧嘩が絶えず、離婚せざるをえなくなり、家庭は崩壊し、息子さんは自ら命を絶たれております。橋田さんも、これからの子どもたちを同じような旧統一教会による被害にあわせたくないとして訴えておられます。しかし、こうした被害を訴えてきた橋田さんに対し、旧統一協会側は、自宅にまで押し寄せ、「マスコミに出ないでほしい」「1対1で話がしたい」と迫るなど、深刻な被害を社会に訴えようとしている言論を封殺しようとするような非常識な行為まで行っています。

旧統一教会問題に関しては、今なお多くの被害が続いています。日弁連の集計によれば、20年以上前に被害が始まったという相談が60.5%を占め、1,000万円以上の財産的被害が4割超、1億円以上の被害も5.5%に上ります。生活を破綻させてしまう被害に対し、今こそ国を挙げて救済に取り組み、不安を抱える国民に希望の光をもた

らすことが求められています。

立憲民主党は、被害が続く状況をこれ以上無視するわけにはいかない、必ず被害者の救済につなげなければならないとの思いから日本維新の会との共同提出で10月17日に悪質献金被害救済法案を提出いたしました。この法案では、マインドコントロールによって信者に高額献金等を繰り返させるような行為を「特定財産損害誘導行為」とし、このような行為により献金等を取り消せるようにしたものであります。さらに、マインドコントロール下にあつて本人の取消が見込めない場合があることを踏まえ、特定補助制度を利用することにより家族などによる取消しも可能とすることとし、被害者やその家族を幅広く救済できるものとなっています。

政府においても、検討会で議論を重ねるなどして対応に取り組みはじめたものの、我々が法案を提出した当初、政府は今国会には消費者契約法等の改正案しか提出しない、本命である悪質な高額寄附に対応する法案は、今国会には出さない、との姿勢でした。しかし、我が党が与野党協議や幹事長会談などを通じて粘り強く働きかけたことで、ようやく政府から法案が提出されました。

当初、政府が提出した法案は、厳格な要件を付した寄附の勧誘に関する禁止行為を定めるばかりで、自由な意思決定を著しく困難とさせるような、いわゆるマインドコントロールに陥らせるという行為への対応は極めて不十分なものとなっていました。その後、粘り強く修正協議を行い、旧統一教会などの悪質献金等被害の予防、救済の実効性確保の観点から、配慮義務規定に報告や公表が追加されるなど、一定の前進はありましたが、寄附の取消し要件は依然として厳しく立証が困難であること、マインドコントロールの影響を受けた本人が権利を請求するには、10年という時効は民法の20年とくらべてもまだまだ短すぎるなど指摘されているほか、本人や家族の救済手段である債権者代位権の行使についても、扶養義務に基づく返還請求は主に未成年が対象となり、成人した家族は救済の対象外となるのではないかという懸念や、未成年者が親の意向に反して取戻しを請求するのは現実的に困難ではないかとの批判もあり、不十分な点が残されています。全国靈感商法対策弁護士連絡会が発した声明でも、「加害行為の実態に即していない」との指摘がなされています。

昨日の委員会において、小川さゆりさんは、「今回短期間で新法を作ってくれたこ

とに心から感謝したい」と謝意を示された一方「法案では宗教二世ら子供の被害が救済できない。来年の国会で宗教的な児童虐待を防止する法案を与野党で協力して成立させてほしい」とも訴えられました。積み残された課題を必ず解決することにより、全ての被害者が救済され、被害者になり得る全ての国民が安心して暮らせるよう、政府が率先して策を講じることを心から願います。

そして、小川さんは訴えられました。「被害者が何度も被害を訴え、そのたびに現役信者や一般の方から攻撃され、深く傷つき、体調を崩しながらも訴え続けてきた」それは「政府が本当に動いてくれるのか、被害拡大の張本人の与党にそのような動きが見られなかったという事実を忘れないでいただきたい」と。

30年もの長きにわたり、政治も行政も問題を放置してきたことを反省し、まずは今回の法案を最初の一步、歴史的な一步とし、今後の予防救済策の実効性を向上させなければなりません。私たちの議員立法がきっかけとなり、与野党協議が重ねられ、政府により被害者救済法が成立することは、国会のあるべき熟議のモデルとして、歴史に残るものと確信しております。

以上、被害者救済法案について申し述べてまいりましたが、最後に一言申し上げます。

まず、今国会の国会運営についてです。国会審議が、土曜日のこの時間にまで及ぶ、異例の事態です。多くの官僚の皆さんや職員の皆さんに、ご迷惑をかけています。元はといえば、政府・与党のあまりに酷い見通しの甘さ、認識の甘さが生んだ事態ではないでしょうか。思えば、国会開会すぐに、ほとんど日程が入らない1週間がありました。日程の見通しの甘さは、われわれ参議院に無理な日程を強いることになり、政府・与党が成立を諦める法案も散見されました。政府・与党の責任は極めて大きいと、厳しく断ぜざるを得ません。

この本会議場のひな壇に居並んでいた閣僚の皆さんが、次から次へと入れ替っていく様には、驚き、呆れ果てました。山際経済再生担当大臣、葉梨法務大臣、寺田総務大臣と、わずか1ヶ月の間に3人もの大臣が相次いで辞任するという、異例中の異例の事態でした。これに加えて、あの秋葉復興大臣をめぐる数々の疑惑は、ついに晴ら

されることはなく、挙げ句の果てには、大臣に言われ、嫌々ながら謝罪をしたのかしないのかも分からない、どこかの政務官までいます。

また、自民党と旧統一教会の関わりについても、その関係の深さには驚かされました。自民党による自己申告による調査結果は、次から次へと覆され、関係する政務三役は、国会でその釈明に終われる有様でした。

あまりに遅い補正予算、何をしたいか分からないコロナ対応。一方では、防衛費を大幅に増やすと、規模だけ打ち上げて、その財源については閣僚同士の認識すら揃わないという体たらく。

岸田総理の「聞く力」とやらは、どこへ行ったのでしょうか。「聞くだけ、見ているだけ」では、わが国の置かれた難局は、もはや乗り切れないことを厳しく指摘し、討論を終わります。ご静聴、有り難うございました。

(3075字)